

別紙 1 - 1 伐採段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

番 号  
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

○ ○ 殿  
(販売先)

○ ○ 素 材 生 産 事 業 者  
認 定 番 号

下記の物件は、一般木質バイオマスであることを証明します。

記

1. 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
2. 物件（森林）所在地
3. 樹種
4. 数量
5. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
  - (1) 原料区分
    - 林地残材等
    - その他伐採木
  - (2) 原料輸送区分
    - トラック最大積載量： 1t車以上  2t車以上  4t車以上
    - 10t車以上  20t車以上
    - 輸送距離： 10km以下  20km以下  30km以下  40km以下  50km以下
    - 100km以下  150km以下  200km以下  300km以下

※ 伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付。

※ GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、 250km以下、 350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば「〔 〕 0km」が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離

(10km単位(切り上げ))と積荷状況の区分(「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」)を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など)が可能。

注 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書や「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG 関連情報(1)原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。